



広報

ところざわ情報館

1.20

No.930

編集・発行：所沢市役所企画部広報広聴課
〒359-8501埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎042(998)9024・FAX042(994)0706
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

市・県民税と所得税の申告はお早めに 申告書は自分で記入しましょう！

市・県民税の申告時期になりました。申告の日程・会場等についてご案内します。申告期限間際になると会場が混雑しますので、申告は指定日に行ってください。

**市・県民税の申告は
2月7日(木)～3月15日(金)**

● 申告会場 市役所8階・大会議室、各公民館等(日程表参照)
● 受付時間 午前9時～午後4時
● 申告は、市・県民税の税額を決定するだけでなく、課税(非課税)証明書の発行等のために特に必要な手続きです。3月15日(金)までに申告してください。

市・県民税の申告書の提出が必要な方

● 平成14年1月1日現在、所沢市にお住まいの方で、平成13年中に所得があり、次のいずれかに該当する方は、申告書を提出する必要があります。
● 営業・農業・不動産・配当・年金等の所得があった方
● 給与を2か所以上から受けている方
● 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出された方

申告に必要なもの

- 市・県民税の申告、所得税の確定申告には次のものが必要です。申告の際には、必ずお持ちください。
● 給与・配当所得等のある方：源泉徴収票や支払い調書等
● 年金のある方：公的年金等の源泉徴収票
● 事業所得のある方：収入・支出を明らかにする書類(帳簿、収支決算書、領収書等)
● 配偶者に所得がある方：配偶者の所得を明らかにする書類
● 医療費・社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける方：支払った医療費、保険料等の領収書
● ①いずれの方も印鑑、筆記用具、計算器具等をあわせてお持ちください。

市・県民税の申告書を提出しなくてもよい方

● 給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
● 公的年金収入のみで次の①②のいずれかに該当する方
①昭和12年1月1日以前の生まれ
：扶養親族がなく金額22.8万円以下の方
扶養親族があり金額26.6万円以下の方
②昭和12年1月2日以後の生まれ
：扶養親族がなく金額10.5万円以下の方
扶養親族があり金額15.1万円以下の方
● 所得税確定申告書を提出した方

市・県民税申告受付日程表

【受付時間：午前9時～午後4時】

月日	申告会場	対象地域
2月7日(木)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1～2丁目
8日(金)	小手指公民館	北野
12日(火)	旧市庁舎(4階)	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
13日(水)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・大字中新井・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
14日(木)	新所沢公民館	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1～2丁目
15日(金)	//	緑町1～4丁目
18日(月)	所沢市役所(8階)	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
19日(火)	所沢市役所(8階)	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
20日(水)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
21日(木)	椿峰コミュニティ会館(本館)	山口1番地～1599番地まで
22日(金)	//	山口1600番地～終わり・上山口
25日(月)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘1～6丁目・和ヶ原1丁目
26日(火)	//	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
27日(水)	松井公民館	上安松・牛沼
28日(木)	//	下安松・松郷・くすのき台1～3丁目
3月1日(金)	小手指公民館分館	小手指町1～4丁目・北中1丁目
4日(月)	所沢市役所(8階)	北有楽町・喜多町・西新井町・中富南1～4丁目
5日(火)	三ヶ島公民館	林1～3丁目・和ヶ原2～3丁目
6日(水)	//	三ヶ島1～5丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目・靴谷・堀之内
7日(木)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1丁目～5丁目・花園1～4丁目・松葉町・北所沢町
8日(金)	所沢市役所(8階)	中新井1～5丁目・並木1～8丁目
11日(月)	//	こぶし町・若松町・下新井・東新井町・北原町
12日(火)～15日(金)	所沢市役所(8階)	指定された申告相談日に都合がつかなかった方

【お願い】▶出張申告を行う日は、担当職員がほとんどが出張申告会場に出かけています。市役所での申告はなるべくご遠慮ください▶いずれの会場も駐車場が狭いため、車でのお越しはご遠慮ください▶土・日曜日、祝休日は、受け付けていません。

市・県民税申告書の送付

● 申告書は次の方に送ります。
● 前年に会社を退職した方
● 前年度に申告書を提出した方
● 申告書(1月末発送予定)が届かない場合や、紛失した場合は、市民税課へ連絡してください。申告書は各出張所等にも用意してありますのでご利用ください。
また、平成13年に所沢市に転入した方には、申告書は、送付していません。市・県民税の申告書の提出が必要な方は、市民税課へ連絡してください。

**所得税の確定申告は
2月16日(土)～3月15日(金)**

● 申告会場 所沢税務署
● 相談時間 午前9時～午後5時
● 土・日曜日、祝休日は、受け付けていませんが、郵送によるものは受け付けています。
● 確定申告書の提出が必要な方
● 所得税の還付申告は2月15日(金)以前でも受け付けています。
● 給与所得者・年金受給者の簡易な申告は、2月18日(月)から市役所でも受け付けます。ただし、住宅ローン控除を受ける方は、所沢税務署へ申告してください。
● 申告書は、市民税課や各出張所等にも用意してありますのでご利用ください。

木1111 / ☎99890064

● 20万円を超える方
● 土地・建物・株式等の譲渡をした方
● 確定申告で税金が戻る方
● 給与所得者で雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除等を受けられることがある方
● 平成13年中途で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方

● 予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方
● 問い合わせ 所沢税務署(☎993-9111)

● 所得税の還付申告は航空公園駅でもできます
● 詳しくは広報(☎993-9111)の日号をご覧ください。
● 問い合わせ 所沢税務署(☎993-9111)

● 税理士による還付申告
● 無料相談を行います
● 税理士事務所では、2月1日(金)～15日(土・日曜日、祝休日)を除く、年金を受けている方、給与所得者で医療費控除を受けようとする方、年の中途で退職・就職され、収入が600万円以下の方を対象に還付申告相談および申告書の作成を無料で行います。
● ご希望の方は、税理士事務所、または左記事務局へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。
● 予約受付時間 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
● 問い合わせ 関東信越税理士会所沢支部事務局(☎993-0802)